**５　民法（債権法）改正の動向とこれに向けた取り組み**

**(1)　民法（債権法）改正の動向**

法務大臣は、2009（平成21）年10月28日に開催された法制審議会に民法（債権法）の抜本的改正を諮問し、法制審議会は、同年11月24日から民法（債権関係）部会が継続的に開催され2011（平成23）年5月10日、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」（以下「論点整理」という。）を公表し、同年6月1日付けで「民法（債権関係）に関する中間的な論点整理』に関する意見募集」（いわゆるパブリックコメントの募集）を行った。民法（債権関係）部会は、パブリックコメントを受けて、いわゆる第2読会が行われ、要綱案のとりまとめが行われ、2014（平成26）年8月26日に「民法（債権関係）の改正に関する要綱の仮案」が公表された。

その後、要綱仮案を基に法務省参事官室により条文化の作業がすすめられ、「民法の一部を改正する法律案」としてまとめられ、第189国会（常会）に提出された。ここに、民法（債権関係）の改正が具体的な法律案として確定されたわけであるが、上記国会では他の法案の審理に時間がとられ、「民法の一部を改正する法律案」は審議未了となり、次期の通常国会において審議される予定である。

**(2)　これまでの民法（債権法）改正へ向けての法曹親和会の取組み**

民法（債権法）改正へ向けて、弁護士は、様々な意見を述べてきた。単位会のもの、弁護士有志のもの、弁護士個人のもの、様々である。多様な民事事件を扱う弁護士にとって、民法（債権法）の改正は、重大な関心事であることからすると、これは当然のことであろう。産業界、労働団体、消費者団体などの各種団体も、意見を表明してきた。

法曹親和会は、民法（債権法）改正の問題の重要性に鑑み、いち早く取り組み、意見を発表してきた。

2009（平成21）年3月、「民法（債権法）改正に関する提言書」を発表し、また、その後の民法（債権法）改正の動向の急速な進展を踏まえ、会務委員会において民法改正問題対策PTを設置して議論を重ね、その結果を会務委員会で討議して意見集約をし、2009（平成21）年10月、「民法（債権法）改正に関する意見書」を公表した。

さらに、法曹親和会は、2010（平成22）年度においては、東京弁護士会会長からの意見照会（東弁22意照第8号）を受け、民法改正問題対策PTが議論を重ね、「民法（債権法）改正問題の中間論点整理に関する意見書」を取りまとめ、この意見書は、会務委員会における議論・承認を経た上で、法曹親和会幹事長名で、2010（平成22）年9月17日に東京弁護士会会長に提出された。

また、同PTにおいての議論をもとに、2011（平成23）年7月31日付けで、「民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理」に関する意見書（パブリックコメント）を幹事長名で法務省民事局参事官室に提出している。

法曹親和会は、同意見書において、民法（債権法）改正に対する基本姿勢を次のように示している。「当会は、改正にあたっては、立法事実まで立ち返り、改正の必要性を検討し、国民生活の向上をはかるために民法改正を行うべきことを基本方針にすべきことが重要であると考える。・・・改正の必要性は、社会･経済の変動に伴い生じた法律関係や法律問題が、現行民法の規律では解決できなかったり、民法規範を適用すると現実的な不都合が発生するといった、中間項を通して、初めて俎上にのぼるべきものといえる。・・・なお、民法が、国民生活を規律するという観点から立法事実の検討にあたっても、学理的な理論に偏ることなく、現実に即した議論をすべき必要性があることを強調しておく。・・・確定して定着した判例法理を条文化するリステイトメントともいうべき、改正を行うことには賛成する。ただし、リステイトメント化を行うといっても、アメリカなどの例によれば、条文の数が著しく増加するという傾向も否定できず、そうするとかえってわかりにくい法典となりかねない。条文の表現などにも十分配慮して、会社法の轍を踏まないように、膨大な条文の法典にならないよう特に留意することを求める。・・・多義的で不明確な条文の文言を使用することは、国民にとってわかりにくく、法律離れをもたらす危険性もある。ワーディングには細心の注意をはらうべきことを強く求める。」

このような意見は、まさに、民法と日常的に向き合い、これを用いて紛争の解決と予防に当たり、国民の権利を擁護している弁護士だからこそ述べるものができると評価できるとともに、法制審議会・民法（債権法）改正検討委員会の議論に、間接的ではあるが、極めて強い影響を与えたといってよい。

**(3)　今後の活動**

法曹親和会は、過去6年の政策綱領において、民法（債権法）改正が、「国民の、国民による、国民のための民法改正」でなければならないこと、法曹親和会がこのような民法（債権法）改正を実現するために、今後の民法（債権法）改正にあたって、積極的な提言及び行動を行っていく所存であることを述べた。

「民法の一部に関する改正案」が国会に上程されていることから、国会における審議の動向を注視するとともに、消費者契約法の改正、宅地建物取引業法の改正など、民法改正に伴う法律改正についても､国民生活に重要な影響を与えることから、実務法曹として、研究を行い、積極的に意見を述べていくことを目指す所存である。

以　上